

2 令和元年度の活動状況及び令和2年度の方向性

| | |
|-----|----------------------|
| 第3章 | 労働環境における男女共同参画の促進 |
| (1) | ワーク・ライフ・バランスの実現 |
| ① | 多様な働き方に対応した子育てや介護の支援 |

| No. | 青森市男女共同参画プラン2020に掲げる 主な取組 | 令和元年度の実施状況 | | 令和元年度における現状・課題 | 令和2年度の 方向性 | 関連する事務事業 | 担当課 |
|-----|--|------------|--|---|---------------|----------------------|---------------|
| | | 実施の 有無 | ○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入 | | | | |
| 69 | ■ 男女がともに子育てしながら働き続けられるよう、延長保育や休日保育、病児一時保育、一時預かりのほか、会員同士が子育てを助け合うファミリー・サポート・センターなどの保育サービスを充実するなど、仕事と子育ての両立を支援します。 | ○ | 延長保育に対する需要に対応するため、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が自主的に延長保育に取り組む場合に補助金を交付しました。 ・延長保育実施箇所数：105箇所 | 保護者の就労及び子育ての両立を支援するため、通常の保育時間以上に保育の提供を行う延長保育を実施する保育所等に対し、引き続き補助金を交付する必要があります。 | 継続 | 延長保育促進事業 | 子育て支援課 |
| 70 | | ○ | 急病や断続的勤務・短時間勤務など様々な理由により一時的に家庭で保育が困難な場合、一時的な保育サービスを提供し、保護者の就労及び子育ての両立を支援するための幼稚園型一時預かり事業を実施する幼稚園等に対し補助金を交付しました。 ・一時預かり利用児童数：延べ72,516人 | 共働き家庭の増加等に伴い、保育所等の一時預かり保育に対する一定のニーズに対応するため、一時預かり保育の需要に対応する保育サービスを提供している幼稚園等に対し、引き続き補助金を交付する必要があります。 | 継続 | 一時預かり事業 | 子育て支援課 |
| 71 | | ○ | 児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合において一時的に保育する病児一時保育所の運営を委託により実施しました。 ・委託先：青森市医師会、蛸貝保育園、こども園瑞穂、こども園青い鳥 ・病児一時保育利用児童数：延べ983人 | 保護者が安心して病気の子どもを預けることのできる場所の提供というニーズに応じたサービスを提供し保護者の就労及び子育ての両立を支援するため、引き続き実施する必要があります。 | 継続 | 病児一時保育事業 | 子育て支援課 |
| 72 | | ○ | 女性の社会進出の進展や就労形態の変化などに対応するために、育児に関する援助を受けたい人と、援助を行いたい人とを組織化し、会員同士が相互援助活動を行いました。 ・活動実績：2,726件 | 核家族の進行や地域コミュニティが希薄化し、地域の子育て機能が低下している環境の中、相互に子育てを援助しあう本事業を継続して実施していく必要があります。 | 継続 | ファミリーサポートセンター事業 | あおもり親子はぐくみプラザ |
| 73 | ■ 特別な支援を必要とする家庭において安心して仕事と子育てができるよう、障がい児の特性等に配慮した障がい児保育やふれあい保育、ひとり親家庭の子育てに関する相談など、特別な支援を必要とする家庭への支援の充実を図ります。 | ○ | 共働き家庭の増加等により、保育所等を希望する保護者が増え保育ニーズが多様化している中、障がい児の処遇の向上を図ることを目的として、中程度の障がい児を受け入れている特定教育・保育施設が保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の加配を行う場合に補助金を交付しました。 ・対象児童数：32人 | 保育所等に入所している中程度の障がいのある児童を保育するため、障がい児保育を実施する保育所等に対して、引き続き補助金を交付する必要があります。 (対象児童2人につき保育士等1人を加配するための経費を助成) | 継続 | 障がい児保育事業 | 子育て支援課 |
| 74 | | ○ | 健全児とともに集団教育・保育をすることにより、健全な社会性の成長発達を促進するなど、障がい児の福祉の増進を図ることを目的として、軽度の障がい児を受け入れている特定教育・保育施設が保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の加配を行う場合に補助金を交付しました。 ・対象児童数：36人 | 保育所等に入所している軽度の障がいのある児童を保育するため、ふれあい保育を実施する保育所等に対して、引き続き補助金を交付する必要があります。 (対象児童3人につき保育士等1人を加配するための経費を助成) | 継続 | ふれあい保育事業 | 子育て支援課 |
| 75 | | ○ | ひとり親家庭等のかたが、修学や疾病などにより、一時的に家事援助や保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣しました。 ・派遣件数：延べ105件 | 母子家庭、父子家庭及び寡婦などのひとり親家庭等のかたが抱えている収入や子どもの養育に関する様々な課題の解消を図る必要があります。 | 継続 | ひとり親家庭等日常生活支援事業（中核市） | 子育て支援課 |
| 76 | | ○ | ひとり親家庭等のかたが抱えている様々な悩みなどに対応するため、ひとり親家庭等就業・自立支援センターに母子・父子自立支援員（婦人相談員兼務）を配置し、自立に向けた生活全般や就職等に関する相談や情報提供を行いました。 ・相談件数：延べ1,646件 | 母子家庭、父子家庭及び寡婦などのひとり親家庭等のかたからの相談件数が増加傾向にあり、相談内容も専門的かつ複雑となっており、それらに対応していく必要があります。 | 継続 | ひとり親家庭等自立支援対策事業 | 子育て支援課 |

2 令和元年度の活動状況及び令和2年度の方向性

| No. | 青森市男女共同参画プラン2020に掲げる 主な取組 | 令和元年度の実施状況 | | 令和元年度における現状・課題 | 令和2年度の 方向性 | 関連する事務事業 | 担当課 |
|-----|--|------------|---|---|---------------|----------------|---------------|
| | | 実施の 有無 | ○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入 | | | | |
| 77 | ■ 女性の社会進出の進展や就労形態の変化などに伴い多様化する教育・保育需要に対応するため、保育士などを対象とした研修などを通じて、教育・保育サービスの質の向上と人材の確保を図ります。 | ○ | 教育、保育施設の職員を対象に研修会を実施しました。 ・開催回数：9回 | 幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援するものの専門性の向上を図るため、今後も継続して研修会を開催していく必要があります。 | 継続 | 子ども支援センター活動事業 | あおもり親子はぐくみプラザ |
| 78 | ■ 家族に介護が必要になった場合は、男女がともに協力し合いながらその責任を担い、介護と仕事のバランスが保てるよう、介護保険制度の周知をはじめ、介護を必要とする高齢者が適切なサービスを受けられるよう介護に関する情報提供を充実するほか、男女が安心して働くことができるよう、介護サービスの質の確保・向上を図ります。 | ○ | 介護保険制度の円滑な運営、介護サービスの質の向上及び介護サービス利用者の保護に資することを目的として、認定調査の点検等を実施しました。 ○点検件数 ・認定調査状況点検：12,768件 ・ケアプラン点検：53件 ・住宅改修・福祉用具貸与点検：38件 ・医療突合・縦覧点検：214件 ○通知件数 ・介護給付費通知：36,993件 | 持続可能な介護保険制度の構築を図るため、介護給付を必要とする方を適切に認定し、利用者が真に必要とするサービスを確保するための取組を引き続き実施していく必要があります。 | 継続 | 介護サービス適正実施指導事業 | 介護保険課 |
| 79 | | ○ | 介護人材確保のため、広報あおもりや市ホームページに、国・県・関係団体が実施する研修や説明会等の情報を掲載しました。また、市ホームページに、介護保険制度改正等に関する情報を掲載し、制度の周知を図ったほか、介護サービス事業者に対する集団指導等により、介護サービスの質の確保・向上を図りました。 ・「新規事業者説明会（1回目）」参加事業者数：5事業者 ・「 「 （2回目）」参加事業者数：7事業者 ・「集団指導」対象事業者数：230事業者 | 介護人材確保のため、国・県・関係団体等が実施する研修や説明会の情報の周知を行い、介護職の魅力を引き続き発信していく必要があります。 | 継続 | 介護サービス事業者管理事業 | 介護保険課 |

2 令和元年度の活動状況及び令和2年度の方向性

| | |
|-----|--------------------|
| 第3章 | 労働環境における男女共同参画の促進 |
| (1) | ワーク・ライフ・バランスの実現 |
| ② | 男性の家事・育児・介護等への参画促進 |

| No. | 青森市男女共同参画プラン2020に掲げる 主な取組 | 令和元年度の実施状況 | | 令和元年度における現状・課題 | 令和2年度の 方向性 | 関連する事務事業 | 担当課 |
|-----|---|------------|---|---|---------------|-----------------------|-----------|
| | | 実施の 有無 | ○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入 | | | | |
| 80 | <p>■ 個人生活の充実ひいては経済社会の持続可能な発展や企業の活性化につながるというワーク・ライフ・バランスの意義を周知するとともに、男性を対象とした啓発講座や男性のロールモデルによる事例の発信等を通じて、固定的な性別役割分担意識や長時間労働を前提とした従来の働き方の見直しを促し、男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。</p> | ○ | 男女共同参画情報紙「アンジュール」を活用し、男性のロールモデルによる家事・育児等の事例を発信しました。 | 男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、固定的性別役割分担意識の解消や、男性の家事・育児・介護等への参画を促進していく必要があります。 | 継続 | 男女共同参画社会形成促進事業 | 人権男女共同参画課 |
| 81 | | ○ | <p>カダールにおいて、心身の健康のための運動を取り入れた講座を開催し、ワーク・ライフ・バランスの周知を図りました。また、男性を対象とした講座の企画と開催を行い、男性の家事・育児・介護等への参画促進を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「心身のリフレッシュ講座（2回）」参加者数：延べ68人 ・「男の生き方塾」参加者数 <ul style="list-style-type: none"> ①企画委員会（7回）：延べ15人 ②講座1：7人 ③講座2：30人 ④講座3：12人 ⑤講座4：11人 ⑥オプション講座：421人 ・男性限定「理想の自分（男）への第一歩」参加者数：18人 ・「脳と身体をリフレッシュ2019」+プチ男女共同参画講座参加者数：60人 | 男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの周知や男性の家事・育児・介護等への参画促進を図っていく必要があります。 | 継続 | 男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業 | 人権男女共同参画課 |
| 82 | | ○ | <p>アコールにおいて、男性を対象とした男女共同参画に関する講座を開催し、ワーク・ライフ・バランスの周知や男性の家事・育児・介護等への参画促進を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男性の料理入門講座（全3回）」参加者数：延べ38人 ・「ソーイング男子」参加者数：4人 | 男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの周知や男性の家事・育児・介護等への参画促進を図っていく必要があります。 | 継続 | 働く女性の家活動事業 | 人権男女共同参画課 |

2 令和元年度の活動状況及び令和2年度の方向性

| | |
|-----|-----------------------------------|
| 第3章 | 労働環境における男女共同参画の促進 |
| (1) | ワーク・ライフ・バランスの実現 |
| ③ | ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業や各種団体等への働きかけ |

| No. | 青森市男女共同参画プラン2020に掲げる 主な取組 | 令和元年度の実施状況 | | 令和元年度における現状・課題 | 令和2年度の 方向性 | 関連する事務事業 | 担当課 |
|-----|--|------------|--|---|---------------|-----------------------|-----------|
| | | 実施の 有無 | ○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入 | | | | |
| 83 | ■ ワーク・ライフ・バランスについて、企業や各種団体等に対し、その意義を周知するとともに、業績向上や職場の活性化など好影響をもたらしている事例の情報提供を行い、育児休業の取得などの各種制度の積極的な活用を働きかけるなど、関係機関との連携のもと、普及促進を図ります。 | ○ | 男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行う個人・団体、事業者を青森市男女共同参画推進月間オープニングイベントにおいて表彰し、その取組について、広報あおもり、市ホームページなどで周知しました。 ・被表彰者数：「個人及び団体の部」1者、「事業者の部」1事業所 | 男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、先進的な取組事例等について情報提供を行い、普及啓発を図っていく必要があります。 | 継続 | 男女共同参画社会形成促進事業 | 人権男女共同参画課 |
| 84 | | ○ | カダールで主催する講座やカダール通信、カダール館内の常設ボードや情報ステーションを通じて、ワーク・ライフ・バランスの周知や普及促進を図りました。 ・カダール通信発行回数：6回 ・「脳と身体をリフレッシュ2019」+プチ男女共同参画講座 参加者数：60人 ・「カダール映画の日2019（人生ここにあり!）」 参加者数：174人 ・カダール映画の日特別編 参加者数：162人 ・「男の生き方塾」参加者数：延べ481人 | 男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの周知や普及促進を図っていく必要があります。 | 継続 | 男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業 | 人権男女共同参画課 |
| 85 | | ○ | アコールで主催する講座やアコール通信、アコール館内の移動パネルや情報コーナーを通じて、ワーク・ライフ・バランスの周知や普及促進を図りました。 ・アコール通信発行回数：6回 | 男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの周知や普及促進を図っていく必要があります。 | 継続 | 働く女性の家活動事業 | 人権男女共同参画課 |
| 86 | | ○ | 市内の中小企業で働く方の福利厚生の実現を図るため、当該事業を行う団体に対し、助成金を交付しました。 ・助成金交付件数：1件 | 市内企業の多くが経営上の課題に人手不足を挙げている中、中小企業における福利厚生の実現に対するニーズが高まっていることから、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、中小企業で働く方の福利厚生事業を行う団体への支援を継続していく必要があります。 | 継続 | 労働者福祉増進事業（補助金） | 経済政策課 |
| 87 | | ○ | 市内企業に対し、従業員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた働き方を促すため、市ホームページ等による周知や関係機関との連携のもと普及促進を図りました。 | ワーク・ライフ・バランスの実現には職場の理解が不可欠であることから、今後も継続して、市内企業や各種団体等への情報提供などを通じ、ワーク・ライフ・バランスの普及に向けた働きかけを行う必要があります。 | 継続 | 地元企業の魅力発信事業 | 経済政策課 |
| 88 | | ○ | 女性など多様な人材が能力を発揮するための雇用管理の改善や、ワーク・ライフ・バランスへの支援等に関する取組を行っている団体を支援しました。 ・負担金交付件数：1件 | 国等において同様の事業を実施していることから、市の事業としては終了とします。 | 終了 | 雇用対策推進事業（負担金） | 経済政策課 |

2 令和元年度の活動状況及び令和2年度の方向性

| | |
|-----|----------------------------|
| 第3章 | 労働環境における男女共同参画の促進 |
| (2) | 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 |
| ① | 働きやすい労働環境の整備と女性のエンパワーメント支援 |

| No. | 青森市男女共同参画プラン2020に掲げる 主な取組 | 令和元年度の実施状況 | | 令和元年度における現状・課題 | 令和2年度の 方向性 | 関連する事務事業 | 担当課 |
|-----|---|------------|--|---|---------------|------------------------|-----------|
| | | 実施の 有無 | ○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入 | | | | |
| 89 | ■ 関係機関との連携を図りながら、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など雇用に関する法令・制度の周知を図ります。 | ○ | 男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行う個人・団体、事業者を青森市男女共同参画推進月間オープニングイベントにおいて表彰し、その取組について、広報あおもり、市ホームページなどで周知しました。 ・被表彰者数：「個人及び団体の部」1者、「事業者の部」1事業所 | 男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、雇用に関する法令・制度の周知を図っていく必要があります。 | 継続 | 男女共同参画社会形成促進事業 | 人権男女共同参画課 |
| 90 | | ○ | カダールにおいて、常設ボードへ関係機関からのポスターや新聞切り抜き等を掲示し、雇用に関する法令・制度の周知を図りました。 | 男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、雇用に関する法令・制度の周知を図っていく必要があります。 | 継続 | 男女共同参画プラザパートナースHIP促進事業 | 人権男女共同参画課 |
| 91 | | ○ | アコールにおいて、移動パネルへ関係機関からのポスターや新聞切り抜き等を掲示し、雇用に関する法令・制度の周知を図りました。 | 男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、雇用に関する法令・制度の周知を図っていく必要があります。 | 継続 | 働く女性の家活動事業 | 人権男女共同参画課 |
| 92 | ■ 固定的性別役割分担意識にとらわれずにいきいきと活躍する身近な女性のロールモデルを発信するとともに、女性の職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、学習等を受けられる機会の充実を図ります。 | ○ | 男女共同参画情報紙「アンジュール」を活用し、いきいきと活躍する身近な女性のロールモデルの情報を発信しました。 ・男女共同参画情報紙「アンジュール」発行回数：2回 起業に関する知識・手法や、市内で起業し活躍している身近な女性による体験談等を情報発信することにより、起業に関心がある女性の能力発揮及び社会進出を促進し、男女共同参画の推進を図ることを目的として、「女性のための起業応援セミナー」を開催しました。 ・参加者数：45人 | 男女共同参画の推進を図るため、引き続き、女性のロールモデルを情報発信や、女性の職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供等を行っていく必要があります。 | 継続 | 男女共同参画社会形成促進事業 | 人権男女共同参画課 |
| 93 | | ○ | カダールにおいて、常設ボードへ関係機関からのポスターや新聞切り抜き等を掲示し、講座等を開催することにより、身近な女性のロールモデルを発信するとともに、女性の職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供の充実を図りました。 ・「プチマルシェ（全2回）」参加者数：延べ287人 ・「プチ起業塾同窓会」参加者数：7人 ・「プチ起業塾（全6回）」参加者数：延べ35人 ・「実験ガールズ2019」参加者数：25人 ・青森初！「笑顔で活躍するための女性限定セミナー」参加者数：30人 ・働く母親応援と子どもの生活自立支援事業 参加者数：26人 カダールにおいて、公募による女性の企画委員とともに女性の抱える社会的課題について考え、行動する女性の育成とネットワーク化を図りました。 ・「女の生き方塾」参加者数 ①企画委員会（7回）：延べ47人 ②講座1：9人 ③講座2：8人 ④講座3：68人 | 男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、身近な女性のロールモデルを発信するとともに、女性の職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、学習等を受けられる機会の充実を図っていく必要があります。 | 継続 | 男女共同参画プラザパートナースHIP促進事業 | 人権男女共同参画課 |
| 94 | | ○ | アコールにおいて、移動パネルへ関係機関からのポスターや新聞切り抜き等を掲示し、また、女性を対象とした就業支援講座等を開催することにより、身近な女性のロールモデルを発信するとともに、女性の職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、学習等を受けられる機会の充実を図りました。 ・「ステンドグラス講座（全2回）」参加者数：延べ20人 | 男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、身近な女性のロールモデルを発信するとともに、女性の職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、学習等を受けられる機会の充実を図っていく必要があります。 | 継続 | 働く女性の家活動事業 | 人権男女共同参画課 |

2 令和元年度の活動状況及び令和2年度の方向性

| No. | 青森市男女共同参画プラン2020に掲げる 主な取組 | 令和元年度の実施状況 | | 令和元年度における現状・課題 | 令和2年度の 方向性 | 関連する事務事業 | 担当課 |
|-----|---|------------|---|--|---------------|---------------|-------|
| | | 実施の 有無 | ○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入 | | | | |
| 95 | ■ 固定的性別役割分担意識にとらわれずにいきいきと活躍する身近な女性のロールモデルを発信するとともに、女性の職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、学習等を受けられる機会の充実を図ります。 | ○ | 女性など多様な人材が能力を発揮するための雇用管理の改善や、ワーク・ライフ・バランスへの支援等に関する取組を行っている団体を支援しました。 ・負担金交付件数：1件 | 国等において同様の事業を実施していることから、市の事業としては終了とします。 | 終了 | 雇用対策推進事業（負担金） | 経済政策課 |
| 96 | | ○ | 市内企業に対し、関係機関との連携のもと、女性など多様な人材の活躍を促すために、市ホームページ等により必要な情報提供等を行いました。 | 人口減少・少子高齢化に伴う労働力構造の変化に対応するためには、人口の約半分を占める女性をはじめとする多様な人材の活躍が求められていることから、今後も継続して、職場での女性の活躍を促すための情報提供等を行う必要があります。 | 継続 | 地元企業の魅力発信事業 | 経済政策課 |

2 令和元年度の活動状況及び令和2年度の方向性

| | |
|-----|--------------------------|
| 第3章 | 労働環境における男女共同参画の促進 |
| (2) | 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 |
| ② | 商工業の振興に向けた男女の能力の活用 |

| No. | 青森市男女共同参画プラン2020に掲げる 主な取組 | 令和元年度の実施状況 | | 令和元年度における現状・課題 | 令和2年度の 方向性 | 関連する事務事業 | 担当課 |
|-----|---|------------|---|---|---------------|--------------------------|-----------|
| | | 実施の 有無 | ○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入 | | | | |
| 97 | ■ 女性の活躍によって企業や地域が活性化している好事例等を収集・発信するとともに、関係機関との連携を図りながら、起業に関する知識や手法に関する情報提供、相談等の機会を提供するほか、既存の制度も活用しながら、資金面、施設面の支援を行います。 | ○ | 起業に関する知識・手法や、市内で起業し活躍している身近な女性による体験談等を情報発信することにより、起業に関心がある女性の能力発揮及び社会進出を促進し、男女共同参画の推進を図ることを目的として、「女性のための起業応援セミナー」を開催しました。 ・参加者数：45人 | 男女共同参画の推進を図るため、引き続き、女性を対象に、起業に関する情報提供等の支援を進めていく必要があります。 | 継続 | 男女共同参画社会形成促進事業 | 人権男女共同参画課 |
| 98 | | ○ | カダールにおいて、常設ボードへ関係機関からのポスターや新聞切り抜き等を掲示し、女性の活躍によって企業や地域が活性化している好事例等を収集・発信するとともに、小規模店舗及び店舗を持たず出店を中心とする方を対象とし、女性の起業に関わる基礎的学習と実践力を養う場の提供を行いました。 ・「プチ起業塾(全6回)」参加者数：延べ35人 ・「プチマルシェ(全2回)」参加者数：延べ287人 ・「女の生き方塾プロデュース市民公開講座」参加者数：68人 | 男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、起業に関する知識や手法に関する基礎的学習と実践力を養う機会を提供していく必要があります。 | 継続 | 男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業 | 人権男女共同参画課 |
| 99 | | ○ | アコールにおいて、移動パネルへ関係機関からのポスターや新聞切り抜き等を掲示し、女性の活躍によって企業や地域が活性化している好事例等を収集・発信しました。 | 男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、女性の活躍によって企業や地域が活性化している好事例等を収集・発信していく必要があります。 | 継続 | 働く女性の家活動事業 | 人権男女共同参画課 |
| 100 | | ○ | 起業化精神に富み、技術・人材その他の産業資源を活用した、多様で活力のある本市中小企業者の育成を図るため、青森県融資制度「未来を変える挑戦資金」と連携し、起業・創業に伴う資金の借入れに係る信用保証料負担の軽減を図りました。 ・融資額：434,405千円 | 新たな起業・創業が促進され、雇用機会の拡大や経済の好循環が期待されることから、引続き事業を実施していきます。 | 継続 | 中小企業者創業資金支援事業（県融資制度協調支援） | 新ビジネス支援課 |
| 101 | | ○ | 地元のビジネス交流拠点「あおり地域ビジネス交流センター」（平成30年7月より青森商工会議所1階へ移転）において、起業・創業しようとする事業者が、起業・創業後も継続的かつ安定的に事業を展開できるよう、綿密な経営計画の作成や、経営ノウハウなどの情報を提供するため、専門家（インキュベーション・マネジャー）が起業・創業の助言・指導を行いました。 ・相談者数：192人（うち、女性46人） | 新たな起業・創業が促進され、雇用機会の拡大や経済の好循環が期待されることから、引続き事業を実施していきます。 | 継続 | 起業・創業等支援拠点運営事業（東青地域連携） | 新ビジネス支援課 |
| 102 | | ○ | パサージュ広場において、起業意欲のある人たちに低い開業資金で一定期間商売を実践できる環境を提供するとともに、経営指導等も行いながら、商業者を育成しました。 経営指導数9店舗（うち、女性経営者2店舗） | 起業・創業に対する機運が高まっていることから、今後も継続して商業者の育成を図っていく必要があります。 | 継続 | 商業ベンチャー支援事業 | 経済政策課 |

2 令和元年度の活動状況及び令和2年度の方向性

| No. | 青森市男女共同参画プラン2020に掲げる 主な取組 | 令和元年度の実施状況 | | 令和元年度における現状・課題 | 令和2年度 の方向性 | 関連する事務事業 | 担当課 |
|-----|---|------------|---|--|---------------|-----------------------|-----------|
| | | 実施の 有無 | ○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入 | | | | |
| 103 | ■ 育児・介護等により退職した女性を含め、求職者の職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、学習等を受けられる機会の充実を図るとともに、関係機関との連携のもと、再就職のための情報提供、職業能力開発等への支援を進めます。 | ○ | 市内企業に対し、育児・介護休業法などの各種制度の普及啓発を図るため、関係機関との連携のもと、市ホームページ等を通じ、求職者に再就職のための情報提供等を行いました。 | 人口減少・少子高齢化に伴う労働力構造の変化に対応するためには、多様な人材の活躍が求められていることから、今後も継続して、育児・介護等により退職した女性を含め、求職者が再就職するための情報提供等を行う必要があります。 | 継続 | 地元企業の魅力発信事業 | 経済政策課 |
| 104 | | ○ | 起業に関する知識・手法や、市内で起業し活躍している身近な女性による体験談等を情報発信することにより、起業に関心がある女性の能力発揮及び社会進出を促進し、男女共同参画の推進を図ることを目的として、「女性のための起業応援セミナー」を開催しました。 ・参加者数：48人 | 男女共同参画の推進を図るため、引き続き、女性を対象に、起業に関する情報提供等の支援を進めていく必要があります。 | 継続 | 男女共同参画社会形成促進事業 | 人権男女共同参画課 |
| 105 | | ○ | カダールで主催する講座やカダール通信、カダール館内の常設ボードや情報ステーションを通じて、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、学習等を受けられる機会の充実を図りました。 ・カダール通信発行回数：6回 | 男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、学習等を受けられる機会の充実を図っていく必要があります。 | 継続 | 男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業 | 人権男女共同参画課 |
| 106 | | ○ | アコールで主催する講座やアコール通信、アコール館内の移動パネルや情報コーナーを通じて、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、学習等を受けられる機会の充実を図るとともに、関係機関との連携のもと、再就職のための情報提供を行いました。 ・アコール通信発行回数：6回 | 男女共同参画社会の形成の促進のため、引き続き、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、学習等を受けられる機会の充実と、関係機関との連携のもと、再就職のための情報提供を図っていく必要があります。 | 継続 | 働く女性の家活動事業 | 人権男女共同参画課 |
| 107 | ■ 女性活躍推進法で事業主行動計画の策定が努力義務とされている300人以下の企業に対しても、その意義を周知するとともに、行動計画の策定・活用を促していきます。 | ○ | 市内企業に対し、職場で女性が個性を生かし、能力を発揮できる配置や育成等の取組・目標を定める事業主行動計画の策定・活用について、関係機関との連携のもと、市ホームページ等により周知啓発を図りました。 | 人口減少・少子高齢化に伴う労働力構造の変化に対応するためには、人口の約半分を占める女性をはじめとする多様な人材の活躍が求められていることから、今後も継続して、職場での女性の活躍を推進するため、市内企業に対し、事業主行動計画の策定・活用を促す必要があります。 | 継続 | 地元企業の魅力発信事業 | 経済政策課 |

2 令和元年度の活動状況及び令和2年度の方向性

| | |
|-----|-------------------------------|
| 第3章 | 労働環境における男女共同参画の促進 |
| (3) | 農林水産業等における男女共同参画の推進 |
| ① | 農林水産業、自営業等における女性の地位向上と就業環境の整備 |

| No. | 青森市男女共同参画プラン2020に掲げる 主な取組 | 令和元年度の実施状況 | | 令和元年度における現状・課題 | 令和2年度の 方向性 | 関連する事務事業 | 担当課 |
|-----|--|------------|--|--|---------------|-----------------------|-----------|
| | | 実施の 有無 | ○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入 | | | | |
| 108 | <p>■ 関係機関との連携を図りながら、農業等の家族経営における女性の役割と位置づけを明確にし、男女のワーク・ライフ・バランスや健康管理への配慮を含む家族経営協定制度の周知や、農業者の老後生活の自立を促す農業者年金への加入促進などを通じて、農業等における女性の役割を適正に評価し、農業等に従事する男女が自分の生き方を自由に選択・設計・実現していくことができるようにするための啓発活動を推進します。</p> | ○ | <p>「広報あおもり」への加入推進記事の掲載、認定農業者等の農業の担い手に対するパンフレットの送付、定例総会時に農業委員や農地利用最適化推進委員へのパンフレット配布などにより普及活動を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット送付数：668人（重複者除く） <p>また、加入推進名簿の特に女性と若手農業者を対象に加入推進部長が中心となり、戸別訪問するなど加入推進活動に取組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入推進名簿登録者数：111人 | <p>農業者の老後の生活を支える制度として社会的ニーズを反映した事業であるといえます。反面、制度の周知が図られていないところがあるため、農業者誰もが将来に備えた選択肢のひとつとして農業者年金を挙げられるよう制度を浸透させ、加入者の増加に向けて、その実効的かつ具体的方策を検討・実施する必要があります。</p> | 継続 | 農業者年金事業 | 農業委員会事務局 |
| 109 | | ○ | <p>関係機関、農協等へのリーフレットの配布・設置などの啓発活動を行いました。</p> | <p>女性が対等なパートナーとして経営等に参加できる有効な制度です。反面、制度の周知が図られていないところがあるため、今後は農業等に従事する方にどのようにして制度を浸透させるか、その実効的かつ具体的方策を検討・実施する必要があります。</p> | 継続 | 農業委員会処理事務（任意業務） | 農業委員会事務局 |
| 110 | | ○ | <p>カダールで主催する講座やカダール通信、カダール館内の常設ボードや情報ステーションを通じて、農業等に従事する男女が自分の生き方を自由に選択・設計・実現していくことができるようにするための啓発活動の推進を図りました。</p> | <p>男女共同参画社会の形成の促進のため、農業等に従事する男女が自分の生き方を自由に選択・設計・実現していくことができるようにするための啓発活動の推進を図っていく必要があります。</p> | 継続 | 男女共同参画プラザパートナーシップ促進事業 | 人権男女共同参画課 |
| 111 | | ○ | <p>アコール通信や、アコール館内の移動パネルや情報コーナーを通じて、農業等に従事する男女が自分の生き方を自由に選択・設計・実現していくことができるようにするための啓発活動の推進を図りました。</p> | <p>男女共同参画社会の形成の促進のため、農業等に従事する男女が自分の生き方を自由に選択・設計・実現していくことができるようにするための啓発活動の推進を図っていく必要があります。</p> | 継続 | 働く女性の家活動事業 | 人権男女共同参画課 |

2 令和元年度の活動状況及び令和2年度の方向性

| No. | 青森市男女共同参画プラン2020に掲げる 主な取組 | 令和元年度の実施状況 | | 令和元年度における現状・課題 | 令和2年度の 方向性 | 関連する事務事業 | 担当課 |
|-----|--|------------|--|--|---------------|---------------------------|----------|
| | | 実施の 有無 | ○の場合 ⇒ 実施内容を記入 ×の場合 ⇒ 実施しなかった理由を記入 | | | | |
| 112 | ■ 女性が重要な役割を果たし、地域活性化や農林水産業振興の大きな原動力となっている、農水産物の加工・直売、農作業体験、宿泊体験、グリーン・ツーリズムなどの経営の多角化・複合化や「6次産業化」を推進する取組を支援し、農林水産業における女性の能力発揮を促進します。 | ○ | 農林水産業や地域の持つ多様な資源を活用したグリーン・ブルー・ツーリズムを推進するため、魅力ある体験メニューづくりや効果的な実施・受入態勢づくりに向けた取組を支援しました。 ・補助金交付件数：2件 ○東青地域グリーン・ブルー・ツーリズム推進協議会 会員数：33者（内実践団体 個人27、市町村5、県民局） うち、市内13者（女性5者） | 市も参画している東青地域グリーン・ブルー・ツーリズム推進協議会において、農林水産業の振興や地域の活性化のため、グリーン・ブルー・ツーリズム実践者の掘り起こしと実践に向けた助言指導をしています。 グリーン・ブルー・ツーリズムを推進するため、活動を行う農業者等に対し、今後も支援を継続していく必要があります。 | 継続 | グリーン・ブルー・ツーリズム活動促進事業（補助金） | 農業政策課 |
| 113 | | ○ | 農業経営の多角化・高度化を図るため、農村を資源として活用し、自然・文化、農業者とのふれあいや人々との交流を都市住民等に提供している団体を支援しました。 ○浪岡グリーンツーリズムクラブ 会員数：19名（うち、女性6名） 事業内容： ・修学旅行生のファームステイの受入れ・農作業体験 ・観光客誘致促進、宣伝活動の展開 ・都市との交流、特産品販売・PR | 首都圏をはじめとする他地域からの修学旅行生のファームステイの受入を行い、事業の目的に大きく貢献していますが、受入農家の高齢化や施設の老朽化などの課題があります。 農業経営の多角化・高度化を図るため、グリーン・ツーリズム活動を行う団体に対し、今後も支援を継続していく必要があります。 | 継続 | グリーン・ツーリズム活動団体支援事業（補助金） | 農業政策課 |
| 114 | ■ 県や関係機関との連携のもと、知識・技術に関する情報提供や各種研修会等を通じて、農山漁村の女性リーダーの育成と活躍の場の拡大を図ります。 | ○ | 東青地域県民局等と連携し、パンフレット等により、女性農業者を対象とした各種事業・研修会等の周知を行いました。 また、東青地域県民局に対しV i C・ウーマン候補者の推薦を行っています。令和元年度は候補者0名でした。 *「V i C・ウーマン」とはVillage Conductor of Womanの略称で、地域のよりよい「農林水産業とくらし」を指揮する女性リーダーを意味しています。 | 農村女性の活動を支援するため、V i C・ウーマンの推薦や県等が主催する各種研修会等の情報提供を行っています。農業従事者の高齢化や担い手不足を背景に、地域で農業に係わっている女性農業者が減少しているといった課題があります。今後も県や関係機関と連携し、地域農業を担う女性の掘り起こしや育成等を継続して行っていく必要があります。 | 継続 | なし | 農業政策課 |
| 115 | | ○ | 水産技術及び漁家経営の向上を図るため、県、水産関係団体等と連携し、研修会や自らが加工した水産加工品の販売等を実施する若手漁業者の団体及び漁協女性部等の活動を支援しました。 ・水産加工品等のイベント販売：2回 | 漁協女性部などが主体となって、水産物の加工・販売や研修会等に参加することにより、女性リーダーの育成等に繋がるものと考えています。 今後も関係機関と連携しながら事業を継続していきます。 | 継続 | 漁業の担い手対策事業 | 水産振興センター |